

仕 様 書

1 事業の名称

大阪市子どもの生活に関する実態調査業務

2 事業概要

(1) 目的

こどもの貧困は、こどもの生活や学力等に影響を与えるだけではなく、「貧困の連鎖」として、こどもが成長した後の就業や所得等に影響を及ぼすものと考えられる。

全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進していくが、市の実情に応じたこどもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検証し、支援を必要とする家庭を確実に支援する仕組みの構築のため、子どもの生活に関する実態調査を実施する。

(2) 調査対象

①大阪市立小学校5年生の児童とその保護者（全員：約19,000世帯） 281校

②大阪市立中学校2年生の生徒とその保護者（全員：約17,000世帯） 127校

③義務教育学校 1校

④市内認定こども園、幼稚園、保育所の5歳児の保護者（全員：約20,000人） 約760か所

※各学校及び施設等の個別の人数（令和5年5月1日）については、契約（選定）した事業者を提供する。

※調査時点（6月下旬）において、転校などにより児童及び生徒数が増加することを想定し、不足が出ないしくみを作ること。

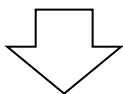
(3) 調査期間

令和5年6月下旬頃から7月上旬頃まで（夏休み前までに調査票の回収）

3 調査項目の作成からデータ分析までの流れ（※委託する業務はゴシック体）

※下線部分は、必ず提案に含めていただく必要がある項目

①調査項目作成（大阪市で作成）

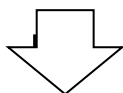


②調査票の印刷

・【小学生及び中学生は、親子が別々に調査票を記載するため、親子の紐づけができるようにすること。また、個人が特定できないような配慮をするとともに、どの学校等からの回答かをわかるようにすること。】

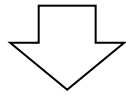
・【外国籍の方や障がいをお持ちの方、長期欠席の児童生徒などが回答しやすい調査票の構成とすること。】

調査項目予定数 小5 児童と保護者は別でそれぞれ40～60項目（8～12ページ程度）
中2 生徒と保護者は別でそれぞれ40～60項目（8～12ページ程度）
5歳児 保護者のみで 60～80項目（12ページ程度）



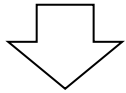
③学校、幼稚園、保育所等へ調査票を配付

【学校等において、円滑に配付及び回収ができるよう、調査票については児童・生徒1人分に対し、保護者1人分をセットにして配付できるようにすること】

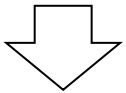


④学校等を通じて、家庭（児童・生徒1人分に対し保護者1人分）に調査票等を配付し、記入後、学校等で回収

【配付から回収までの期間は、土日祝日を含め14日以上確保すること。】

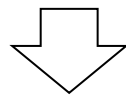


⑤学校等が回収した回答用紙を引取**【夏休み前までに引取を行うこと。】**



⑥回答内容をデータ化

【令和5年8月25日までに子と親を結びつけ、回答番号を入力した「CSVファイル」（CD-ROM）を2枚納品】



⑦データを分析（委託内容に含まない）

4 校正

発注担当にて印刷物の校正を最大2回行う。

なお、発注担当の都合により、校正の途中で印刷物の内容の変更等を行うことがある。

5 業務の履行にあたっての事項

- (1) 委託料の支払い方法については確定払いとする。受託者は、委託契約期間終了後、速やかに実績報告書を添付のうえ、精算報告を行うこと。
- (2) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (3) 受託者は本仕様書に基づき、本市担当者と十分協議して業務を実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (4) 受託者は、契約締結後速やかに本業務委託の実施にかかる実施日程及び具体的な実施方法についての調整を行うため、本市と事前の打ち合わせを行い、実施計画について本市の承諾を得ること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または作業内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。また、別紙「特記仕様書」に基づき、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を厳守し、かつ「大阪市暴力団等排除措置要綱」の定めに従うこと。

6 再委託について

- (1) 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について、これを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

7 仕様書等に関する問合せ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市こども青少年局企画部企画課（こどもの貧困対策推進担当）

電話：06-6208-8153

FAX：06-6202-7020

※質問については、事前の質問票でのみ受け付けます。